

入院の しおり



01 当院について

病院概要

法人名：医療法人 生和会
名称：堺リハビリテーション病院
病床数：114床
病床区分：回復期リハビリテーション病棟 59床 療養病棟26床 障害者病棟29床
標榜科目：リハビリテーション科

理 念

「自分らしさをとりもどす、精一杯のお手伝い」

患者さまの権利

1. 個人の人格や価値観が尊重され、尊厳が守られます。
2. 良質かつ適切な医療を受ける権利があります。
3. 自分自身の病状や治療に関して十分な情報提供を受け、
自己の意思で治療法を選択、決定する権利があります。
4. プライバシーが守られ、個人情報が保護されます。
5. 医療の内容を知るために、診療録の開示を求める権利があります。
6. 他施設の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。

患者さまの責務について（責任と義務）

1. 安全で適切な医療をお受けになるために、患者さまはご自分の健康病状に関する情報を
医師をはじめ病院職員にできる限り正確に提供する義務があります。
2. すべての患者さまが等しく適切な医療を受けられるように、患者さまには他の患者さまへの診療や入院生活、病院職員の医療提供に支障を与えないように配慮する義務があります。
3. 安全で優しい医療環境を維持するために、患者さまには医療に関する
法律や病院で決めた約束事などをお守りいただく責務があります。

リハビリテーションの方針

- ▶ 1日最大限の運動量（立ち上がり・歩行等）を実践し、日常生活動作の自立に向けた効率の良いリハビリテーションを提供します。
- ▶ 患者さまに十分な運動量を提供しながら、生活上必要な活動を、段階的に練習する方法を用います。運動の難易度を考慮したリハビリテーション・プログラム（退院後の生活をイメージした日常生活動作練習）を実践します。
- ▶ 早期に下肢装具を作成し、体に合った装具で1日最大限の活動量（立位・歩行等）を実践します。さらに、早期の経口摂取、有酸素運動、生活指導、自主練習指導なども実施します。
- ▶ 退院後の生活をイメージしながら、最適な住宅改修・福祉用具の提案を行います。

回復期リハビリテーション病棟とは

- ▶ 脳血管疾患や大腿骨頸部骨折などを発症した患者さまに対して、日常生活動作能力の向上と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行う病棟です。

入院対象

	入院上限日数
脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症または手術後、義肢装着訓練を要する状態	150日
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の脊髄損傷、頭部外傷を含む多部位外傷の発症または手術後	180日
大腿骨、骨盤、脊髄、股関節または膝関節、2肢以上の多発骨折の発症または手術後	90日
外科手術または肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後または発症後	
大腿骨、骨盤、脊髄、股関節または膝関節の神経、筋または靱帯損傷後	60日
股関節又は膝関節の置換術後の状態	90日

※ 上記の表は、制度上定められたものであり、どの回復期リハビリテーション病院においても同じです。

医療療養病棟とは

- ▶ 急性期医療の治療を終えても、引き続き医療提供の必要度が高く、病院での療養が継続的に必要な患者さまを対象にご利用いただく病棟です。
- ▶ 患者さまの病状に応じてケアをおこない、安定すれば在宅生活をおこなえるようにチームで支援します。
- ▶ 制度上定められている医療区分に基づき、毎日評価を行っています。医療区分に該当される疾患・処置等がない場合は入院の対象とはなりません。入院の必要性についてはその都度医師が判断し、病状が落ち着けばご退院のお話を行います。

障害者施設等一般病棟とは

- ▶ 呼吸管理の必要な患者さまや、合併症のある患者さまでも安心して療養することができます。すでに在宅・施設などで療養中の急変時の対応や、患者さまのご家族のレスパイト・ケアのための入院も受け入れています。

入院対象

- 重度の肢体不自由者・せきずい損傷などの重度障害者（脳卒中後遺症と認知症を除く）
 - 重度の意識障害者
 - 神経難病（パーキンソン病 [ホーエンヤールのステージ 3 以上かつ生活機能障害が II 度、または III 度の方]、スモン病等）

02 みなさまに関わる当院スタッフ

医師



入院中の全身状態の管理、
リハビリテーション治療
の処方を行います。

看護師



日常の看護とともに多職種
と連携して日常生活を患者
様が自力で行えるよう介助
し、療養上のサポートや精
神面のケア医師の診療の補
助を行います。

介護福祉士
看護助手



看護職と連携して入院中の
食事・入浴・排泄などの活
全般にわたる介護を行い、
患者さまの自立をサポート
します。

理学療法士
(PT)



起き上がる、立つ、歩く
などの動作ができるよう
に、リハビリテーション
を行います。

作業療法士
(OT)



食事、トイレ、更衣動作と
いった日常生活に必要な動
作のリハビリテーションを
行います。また、退院後の
生活を想定した福祉用具、
家屋改修プランの提案を行
います。

言語聴覚士
(ST)



言語の障がいや、摂食、嚥
下障がいなどのリハビリテ
ーションを行います。

医療ソーシャル
ワーカー(MSW)



病気や障がいによって引き
起こされる生活上のご相談
に応じます。介護保険、そ
の他、さまざまな医療福祉
制度、社会資源を活用でき
るよう支援します。

薬剤師



医師から処方されたお薬の
管理を行います。また、必
要に応じて、お薬について
の相談もお受けします。

管理栄養士



入院中の食事の栄養管理献
立の立案などを行います。
また、退院後の食事につい
ての相談もお受けします。

検査技師



検体や患者様の身体から得
られた検査情報を
正確に分析・評価し医師に
報告します

放射線技師



医師の指示を受け、X線撮
影などを行います。

事務員



入退院における事務手続き
(入院費のお支払い、各種
書類の受付など)を行いま
す。

03 入院手続きに必要なもの

- ① 保険証（原本）もしくはマイナンバーカード（原本）およびお持ちの方のみ各種公費医療証
 - ▶ 保険請求関連に使用する目的で、保険証（公費含む）コピーをいただきます。
 - ▶ 保険証が変更になった場合は、すみやかに変更された「保険証（原本）」を1階受付へお持ちください。
 - ② 印鑑（本人及び代理人・連帯保証人）
 - ▶ 印鑑はシャチハタ以外でお願いします。 ※ご自身で署名ができない場合や代理人が署名される場合（自署できる場合は必要ありません）
 - ③ 入院申込書兼誓約書
 - ▶ 「代理人」は入院中の連絡の窓口になっていただける方をお願いします。
 - ▶ 「連帯保証人」は**別世帯**の方をお願いします。
 - ④ リース申込書
 - ▶ 申し込みが必要です。
 - ⑤ 家屋状況についての調査票（ご記入後提出してください）
 - ⑥ 服用中のお薬、おくすり手帳をご持参ください。
-

04 入院生活に必要なもの

- ① パジャマ（3着程度ご用意ください）
 - ② バスタオル（1回の入浴で2～3枚使用します）
 - ③ フェイスタオル（1回の入浴で2枚使用します）
 - ▶ ①～③までのものにつきましては、リース（有料）としてご利用できます。
 - ④ 日中着
 - ⑤ 下着
 - ⑥ 靴下
 - ⑦ シャンプー、リンス（必要な方のみ：当院でもご用意できます）
 - ⑧ 箸（必要な方のみ：当院でもご用意できます）
 - ⑨ スプーン（必要な方のみ：当院でもご用意できます）
 - ⑩ 歯磨き粉
 - ⑪ 歯ブラシ
 - ⑫ 義歯・義歯ケース（必要な方のみ）
 - ⑬ 義歯洗浄剤（必要な方のみ）
 - ⑭ 義歯安定剤（必要な方のみ）
 - ⑮ 食事用エプロン（必要な方のみ）
 - ⑯ ティッシュBOX
 - ⑰ 髭剃り（電動、充電器）
 - ⑱ 靴（かかとを覆い、脱ぎ履きしやすいもの）
 - ⑲ 爪切り(必要な方のみ)
 - ⑳ イヤホン(テレビを見られる場合)
- ▶ すべての持ち物に、氏名の記入をお願いします。
 - ▶ 衣類は着脱しやすいゆったりとしたものをお願いします。
 - ▶ 患者さまの状態に応じて、リース変更等のご連絡をさせていただきます。

05 入院生活について

食 事	▶ 食事時間：朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00 ▶ 食事制限をしている患者さまもおられますので、食物の持ち込みはご遠慮ください。（どうしても持ち込みたい場合は、事前に医師または看護師にご相談ください。）
入 浴	▶ 回復期リハビリテーション病棟・・・月曜日～土曜日の中で、週2回となります。 ▶ 障害者・療養病棟・・・週2回(1回は清拭)となります。 ▶ 主治医から、おひとりでの入浴許可が出た患者さまは、指定された曜日・時間内であればご自由に入浴ができます。
電子機器のご利用	▶ お部屋に備え付け以外の電子機器を持ち込まれて使用される場合は、事前に看護師へご相談ください。（紛失、破損などの責任は負いかねますのでご了承ください）
院内設備・備品の使用にあたって	▶ 設備や備品の破損・紛失などがあった場合は、実費を請求する場合がありますのでご了承ください。
面 会	面会時間は原則 13：30 ～ 16：00までと、18:30～20:00までとなっております。（全日）
お部屋の変更	▶ 患者さまの病状の変化や、当院の管理上の都合などの理由で、お部屋を変更させていただく場合があります。
外出・外泊	▶ 外出、外泊は主治医の許可が出れば可能です。その際は外出、外泊届を病棟へ提出してください。但し、リハビリの妨げになる頻回な外出、外泊はご遠慮ください。
貴重品について	▶ 退院前に試験外出、外泊をお勧めする場合がありますので、ご協力お願いします。 ▶ 貴重品は、お持ちにならないようお願いします。（原則、病院でお預かりできません。）（お部屋にセキュリティボックスがありますが、盗難、紛失などの責任は負いかねますのでご了承ください。自己での管理をお願いします。）
消 灯	▶ 消灯 時間は21：00です。緊急時を除いて消灯後の電話はご遠慮ください。
喫煙について	▶ 当院は敷地内禁煙となっております。
入院中の他院受診について	▶ 当院主治医の判断により、他の医療機関の診察が必要と認められた場合のみ受診ができます。その際、当院医師が紹介状＜診療情報提供書＞を作成し、当院が受診の手続きを行います。他の医療機関から定期受診の指示があった場合も、当院主治医へご相談ください。 ▶ 主治医の許可を得ずに、他の医療機関を受診された場合、医療費が実費（保険外）になることがありますのでご注意ください。 ▶ 外出、外泊中に他の医療機関へ受診される場合でも、入院中の扱いとなります。また、<u>ご家族のみの受診</u>（薬のみなど）も同様となりますのでご注意ください。
各種診断書 証明書等の 受付について	▶ 1階受付へご依頼ください。【受付・受渡時間：月～金（祝日除く）9：00～17：00】 ▶ 書類の内容によっては、ご記入出来ないものや、時間がかかる場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。

06 入院費のお支払い

◆ 入院中のお支払いについて ◆

① 請 求 書：毎月1回（月末締め）翌月10日に発行いたします。

▶ 10日が土・日・祝となる場合は、翌平日に発行いたします。

② 配 布 方 法：請求書はお部屋に配布もしくはご希望のご住所に郵送いたします。

▶ ご都合の悪い方は、1階受付にお申し出ください。

③ 支 払 期 限：請求書発行月の25日まで

◆ 退院時のお支払いについて ◆

▶ 退院当日にお支払いいただきます（難しい場合は事前にご相談ください）

▶ 事前に概算金額をお知りになりたい場合は、1階受付までお問い合わせください。

◆ お支払い方法について ◆

▶ 当院1階窓口もしくはお振り込みでのお支払いとなります。

▶ 入院費についてのお問い合わせは、1階受付までお願いします。

07 退院について

① 退院許可、退院時期については主治医と相談の上決定となります。

② 詳細の日時については、担当ソーシャルワーカー（MSW）とご相談ください。

▶ 原則として平日の午前10時までに、ご退院をお願いします。

③ お持ちいただくもの：退院時精算金

④ 手続き

▶ スタッフステーションにお寄りください。

（かかりつけ医・ケアマネジャー宛の「情報提供書など」をお渡しします）

▶ 1階受付にお寄りください。

（入院費の請求書と、退院証明書などの必要書類、退院時処方をお渡しします）

▶ 職員に対しての心付けなどは一切お断りしております。

08 ご理解いただきたい事(ご家族などへ)

① 入院期間について

▶ 疾患別で入院の上限日数が診療報酬上決められていますが（1ページ参照）これは、「必ずこの日数を保証する」というものではありません。患者様の病状を踏まえた上でリハビリテーションの目標を立て、その目標を達成するまでの期間が、当院での入院期間となります。その期間については、医師が専門的に判断し、患者さま、代理人さまにお話しさせていただきます。

② 入院中の注意事項

▶ リハビリテーションを行う上で、患者さまの「意欲」というものは非常に重要です。入院生活は思っている以上にストレスがかかるものです。患者さまが精神的にも落ち着いて「意欲」を持ってリハビリテーションに励んでいただけるよう、出来る範囲で面会にお越しくください。

▶ 当院はリハビリテーション病院ですので、ご自身でできることは行っていただきます。その為、転倒・転落の可能性はゼロではありません。できるだけそのようなことがないように努めますが、ご自身でできることを行っていただくことは、リハビリテーションを進める上で重要なことですのでご了承ください。

▶ 当院入院中に万が一お体の状態が急変した場合、近隣の病院へ転院していただきます。転院先は、患者さまのお体の状態、先方の受け入れ状況によって異なりますのでご了承ください。尚、転院の際はご家族の付添いをお願いします。

退院基準

- ▶ 当院入院中におけるリハビリテーションのゴール（目標）を達成した時。
- ▶ 全身状態により、リハビリテーションの継続が困難と当院医師が判断した場合。
- ◆ 以下の行為があった場合は、ご退院していただきます。 ◆
- ▶ 他の入院患者、ご家族、来客、病院関係者などに迷惑を及ぼしたり、当院の業務に支障をもたらした場合。（暴言、恐喝、恫喝、暴力、器物破損、理不尽な要求、占拠、無断離院、セクハラ行為など）
[患者さまのご家族及び関係者によるものも含む]
- ▶ 医師及び医療従事者の指示及び「入院のしおり」に記載されている内容を守れない場合。
- ▶ リハビリテーションに対する拒否が続く場合。
- ▶ 入院費の未納や滞納があり、当院が定める期間内にお支払いいただけない場合。
- ▶ 当院敷地内における飲酒や喫煙をされた場合。

09 相談窓口について

- ▶ 入院中の疑問、不安など（「この質問はどのスタッフに聞いたらいいんだろう？」ということも含む）、医療費や介護保険、障害者手帳、年金制度といった医療・福祉制度のご相談、転院先や介護施設のご相談などがございましたら、地域連携室スタッフまでご相談ください。
（医療・福祉制度などに精通した医療ソーシャルワーカー（MSW）がいます）場 所：1 階『地域連携室』
相談時間：平日 9：00～17：00

10 個人情報の保護について

- ▶ お預かりした個人情報は、個人情報の取扱いに関する法律及び国が定める指針その他規範を遵守し、適切に管理・保護します。
- ▶ 取扱いについては、院内に掲げる「個人情報の利用目的及び取扱い」に定める以外の用途に利用することはありません。
- ▶ また、本人に了承を得ることなく個人情報を第三者に開示することはありません。

11 最後に

- ▶ 当院は、最大114名の方が同時に入院することができる病院です。
その入院患者さま全員に、ご自宅での生活とまったく同じような環境を提供することは困難です。ご不便をかけることもあるかとは思いますが、あくまでも「集団生活の場」であることをご理解
解いただいたうえで、入院患者さま及びそのご家族各自がルールを守り、みなさんが快適に過ごすことができるよう、ご協力をお願いします。

入院費について

【高額療養費制度について】

高額療養費制度とは、医療機関や薬局で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額の支給を受けることができる制度です。当院では窓口でマイナンバー、健康保険証若しくは資格確認証をご提示いただくことで、限度額の区分を確認することが出来ます。（各限度額の区分は下記の通りです）

〈70歳未満の方〉

所得区分（適用区分）		ひと月の上限額	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
① (ア)	年収 約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得(※1)901万円以上	252,600円 ＋（医療費-842,000円）×1％	140,100円	510円
② (イ)	年収 約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円～79万円未満 国保：年間所得600万円～901万円以下	167,400円 ＋（医療費-558,000円）×1％	93,000円	510円
③ (ウ)	年収 約370万～約770万円 健保：標準報酬月額28万円～50万円未満 国保：年間所得210万円～600万円以下	80,100円 ＋（医療費-267,000円）×1％	44,400円	510円
④ (エ)	年収 約370万円以下 健保：標準報酬月額26万円未満 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	510円
⑤ (オ)	住民税非課税	35,400円	24,600円	★240円（～90日） 190円（91日～）

※1 ここでの「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）のことを指します。（いわゆる「旧たし書所得」）

※2 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます

〈70歳以上の方〉

所得区分（適用区分）		ひと月の上限額（世帯ごと ※3）	4か月目以降（※2）	食事代（1食）
現役並み	年収 約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保 後期：課税所得690万円以上	252,600円 ＋（医療費-842,000円）×1％	140,100円	510円
	年収 約770万～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円以上79万円未満 国保 後期：課税所得380万円以上690万円未満	167,400円 ＋（医療費-558,000円）×1％	93,000円	510円
	年収 約370万～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上50万円未満 国保 後期：課税所得145万円以上380万円未満	80,100円 ＋（医療費-267,000円）×1％	44,400円	510円
一般	年収 約156万～370万円 健保：標準報酬月額26万円未満 国保 後期：課税所得145万円未満	57,600円	44,400円	510円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	-	240円（～90日） ★190円（91日～）
	Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）	15,000円	-	110円

★ 非課税世帯区分Ⅱもしくは、区分オをお持ちの方の食事負担は90日を超えますと190円になります。詳しくはお住いの役所にご確認をお願いします。

当院3階病棟(療養病棟) に入院されている65歳以上の方
光熱水費を居住費として1日370円のお支払いが発生いたします。 （お持ちの保険資格によっては負担が無い場合あり）

その他の医療費助成制度（重度障がい者医療費助成等）を利用できる方は、さらに窓口負担が軽減されます。詳細は担当の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

＊労災・交通事故の場合
労災・交通事故での診療につきましては、受付の際に必ずお申し出ください。

＊医療費控除
医療費は税金控除の対象になります。領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

保険診療の制度では、入院中に他の医療機関を受診することは出来ないことが原則で、当院入院中は当院の医師が責任を持って担当させていただきます。

他医療機関の受診を希望される場合

当院主治医の判断により、受診が必要と認められた場合のみ受診が出来ます。その際、当院医師から紹介状【診療情報提供書】を作成し、受診の手続きを 行います。

また、他医療機関からの定期受診の指示があった場合も同様です。

※届出をせずにご自身で他の医療機関を受診された場合、医療費が実費

（保険外）になることがありますのでご注意ください。

外出、外泊中であっても、入院中と同じです。また、家族のみでの受診も同様になりますのでご注意ください。



当院より他医療機関の受診を依頼する場合

専門的な診療（特定の薬剤処置等）が必要となると、他医療機関の受診をお願いする場合があります。当院医師からの紹介状【診療情報提供書】を作成し、受診の手続きをおこないます。

ご不明な点がございましたら、担当相談員もしくは受付までお問い合わせください。

ACCESS

〒591-8007 大阪府堺市北区奥本町1丁216番地

電車でお越しの場合



■大阪メトロ御堂筋線「北花田駅」 4番出口から西へ450m 徒歩約6分

お車でお越しの場合



■大阪府道187号大堀堺線 「奥本町2丁」交差点 南へ約200m

病院正面左側に駐車スペース5台（無料）満車の場合、近隣のコインパーキング（有料）をご利用ください。

施設概要

名 称	医療法人生和会 堺リハビリテーション病院
病床数	114床（回復期リハビリテーション病棟59 床、療養病棟 26床、障害者病棟 29床）
診療科目	リハビリテーション科

 堺リハビリテーション病院

〒591-8007
大阪府堺市北区奥本町1丁216番地
TEL：072-251-0005
FAX：072-253-4697
<https://www.sakai-rh.jp>

